

# 「人・まち・つなぐ」中央区協働助成に関する要綱

## (趣旨・目的)

第1条 この要綱は、市民と行政の相互理解のもと、区民が自ら企画・提案し互いの資源を持ち寄り行政と協働して実施する「人・まち・つなぐ」中央区協働助成（以下「助成」という。）を設け、活動に要する経費を助成するために必要な事項を定めるとともに、活動を通じて幅広い区民の参画のもとに地域の活性化をはじめとする地域や行政上の課題に取り組み、「美しいまち中央区」「安全・安心・住みやすいまちづくり」「地域文化振興・継承」のテーマの実現を促進することを目的とする。

2 助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めによる。

## (助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織で中央区内に活動拠点をおくものとする。ただし、営利追求を主目的とする団体・実行組織は対象外とする。

## (助成対象活動)

第3条 助成対象となる活動は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) この要綱第1条に定めるテーマに合致する活動であること
- (2) 中央区内で実施する活動開始から概ね3ヵ年以下の初動期の活動であること
- (3) 法令に違反し、又は神戸市の基本計画や事業実施計画に反する活動でないこと
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと
- (5) 神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度などでは実現できない活動であること
- (6) 別に定める期間内に実施される活動であって、活動の主たる部分が第6条に定める募集期間の最終日までに終了する活動でないこと

## (助成金の内容)

第4条 中央区長（以下「区長」という。）は、予算の範囲内において、助成の対象となる活動に対して、原則として総活動費の範囲内で30万円を上限として助成することができる。

## (助成対象経費)

第5条 助成対象経費は直接経費及び間接経費とし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 活動の助成対象期間外における経費
- (2) 食料費、レセプション等飲食にかかる経費
- (3) 領収書がない等使途が不明な経費
- (4) 活動スタッフの人件費
- (5) その他本助成制度の趣旨に照らして不適切なもの及び区長が適当と認めないもの

## (申請の手続き)

第6条 助成を受けようとする団体は、「人・まち・つなぐ」中央区協働助成金交付申請書に必要書類を添付して、別に定める募集期間内に申請するものとする。

## (書面による審査)

第7条 区長は、前条に定める申請について、書面による審査を行い、第2条及び第3条に明らかに該当しないと認められる場合は、前条に定める団体に対し、理由を付して不採択の通知を行うものとする。

## (公開企画提案会の開催)

第8条 区長は、第6条に定める団体のうち、前条により不採択とならなかった団体に対し公開企画提案会での提案説明を求めることができる。

2 前項に定める団体は、公開企画提案会に出席して提案説明を行うものとする。ただし、特に区長が認めるときはこの限りではない。

## (審査委員会)

第9条 区長は、第8条第1項に定める団体の活動の企画（以下「企画案件」という。）の内容を審査するため、企画審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、企画案件につき、第8条第1項に定める団体の申請書類及び公開企画提案会での提案説明により、活動内容を審査する。

3 委員会は、企画案件につき、公益性、計画（実現）性、費用対効果、先進性、持続（発展）性などを総合的に考慮して審査し、助成の採否、助成金額及び支援方法についての意見を区長に報告する。

## (助成金交付決定)

第10条 区長は、第7条により不採択にならなかった団体の企画案件につき、公益性、計画（実現）性、費用対効果、先進性、持続（発展）性などを総合的に判断し、助成の採否及び助成金の予定額を決定するものとする。

2 区長は、前項により採択が決定した団体（以下「採択団体」という。）に対し、「人・まち・つなぐ」中央区協働助成金交付決定通知書による助成金交付決定通知を行い、併せて助成金交付予定額を通知するものとする。

3 前項において、区長は委員会の意見を尊重し、必要に応じて、助成金以外で支援できる方法及び意見を添えることができる。

4 第1項及び第2項において、区長は助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

5 区長は、第1項により、不採択が決定した団体に対し、不採択の通知を行うものとする。

（活動の変更等）

第11条 採択団体は、当該申請の内容に変更がある場合は、あらかじめ「人・まち・つなぐ」中央区協働助成計画変更申請書を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第12条 採択団体は、活動終了後、速やかに必要書類を添えて活動報告書を提出するものとする。

2 前項に定める活動報告書は、長期の活動に限り、出来高に応じて分割して提出できるものとする。

3 区長は、第1項に定める活動報告書を審査のうえ、第10条第2項に定める額の範囲内において助成金の金額を決定し、「人・まち・つなぐ」中央区協働助成金交付額確定通知書により通知するものとする。

4 区長は、前項に定める通知の後、採択団体からの請求書による請求により、速やかに助成金を支払うものとする。

5 活動の実施が第1項及び第3項から第4項によりがたいと区長が認める場合は、活動終了までに助成金交付予定額の範囲内で助成金を支払うことができる。

（活動の評価・調査等）

第13条 区長は、必要と認めるときは第6条に定める団体に対して活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見したときは必要な是正措置を求めることができる。

3 区長は、採択団体の活動途中又は終了後に、報告会等で、その活動の効果や実績のヒアリングを行うことができる。

4 第12条第4項により助成金の交付を受けた団体は、第12条第1項に定める活動報告書等を、助成金の交付を受けた年度の翌々年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

5 第12条第4項により助成金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から活動報告書等の閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、請求者にこれを閲覧させなければならない。

（助成金の取消等）

第14条 区長は、第10条第2項に定める通知書若しくは第12条第3項に定める通知書を受理した団体又は第12条第4項により助成金の交付を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、第10条第2項に定める通知書若しくは第12条第3項に定める通知書の一部若しくは全部を取り消し、又は第12条第4項及び第5項により交付された助成金の一部若しくは全部の返還を命じることができる。

(1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

(2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき

(3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき

(4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき

(5) その他区長が助成金を交付するに不適しいと認めたとき

（補足）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

（施行細目の委任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

1 この要綱は平成15年8月1日より施行する。

1 この要綱は平成18年9月1日より施行する。

1 この要綱は平成21年4月1日より施行する。

1 この要綱は平成23年4月1日より施行する。

1 この要綱は平成26年4月1日より施行する。

1 この要綱は平成27年4月1日より施行する。

1 この要綱は平成29年4月1日より施行する。

1 この要綱は令和3年4月1日より施行する